

栃木県会計年度任用職員（事務補助員）募集要項

栃木県産業労働観光部観光交流課では、次のとおり会計年度任用職員（事務補助員）の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1名	栃木県産業労働観光部観光交流課 宇都宮市塙田1丁目1番20号 (本館6階北側)	○事務補助 ・PCによる資料作成 ・書類の数字の確認や検算 ・電話・来客対応 ・環境整備（整理整頓、簡単な清掃等） ・その他、担当職員が指示する事務補助

2 勤務条件

- (1) 任 期 令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日まで
なお、採用後、1ヵ月間は、条件付採用期間（試用期間）となります。
1ヵ月間の勤務日数が15日間に満たない場合は、15日間に達するまで延長します。
また、勤務成績が良好で一定の条件を満たした場合、任期満了後に再度採用されることがあります（最初の採用から最長で5年間）。
- (2) 勤務時間 月曜日から金曜日まで（週30時間）
午前9時から午後4時まで
なお、午後0時から午後1時までは休憩時間です。
原則、時間外勤務はありません。
- (3) 休 日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) 報 酬
- ① 月 額 151,587円（令和8（2026）年4月1日予定）
- ② 地域手当 6,063円 当方の規程により毎月支給
- ③ 通勤手当 当方の規程により、通勤手当を支給
- ④ 期末・勤勉手当 当方の規程により、一定条件を満たした場合、期末・勤勉手当を支給（年2回：6月及び12月）
なお、常勤職員の給与改定に準じて、報酬改定があり得ます。
- (5) 有給休暇 年次有給休暇（任用期間が6ヵ月間以上の者）ほか
- (6) 社会保険 雇用保険、共済組合（短期給付）及び厚生年金保険に加入します。
なお、災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。
- (7) 服 務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることとなります。

3 募集対象

次の（1）から（3）の全てを満たす人

（1）地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人（次のいずれにも該当しない人）

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

- イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年間を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (2) パソコン（ワード、エクセル、メールソフトなど）の操作が可能な人
- (3) 積極的に業務に取り組む意欲がある人

4 受付期間

令和8（2026）年2月24日（火）から令和8（2026）年3月2日（月）まで

※ 応募者を一定数確保できた場合は、受付期間前に募集を締め切ることがあります。

5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて、次の期日に個別に面接を行います。

- (1) 日 時 令和8（2026）年3月9日（月）※時間は後日連絡します
- (2) 場 所 栃木県庁本館6階北側 産業労働観光部会議室2

6 申込方法

次の書類を下記の送付先まで郵送するか持参してください。

【令和8（2026）年3月2日（月）必着】

- (1) 履歴書（写真付）

※ 履歴書は市販のもので結構です。

自筆で必要事項を記入してください。

持参の場合、平日8時30分から17時15分までの間にお越しください。

郵送の場合、表に「会計年度任用職員選考申込」と書いた封筒に入れてください。

提出された書類は返却しません。

採用されなかった応募者の書類は破棄しますので、ご了承ください。

- 応募書類の送付・提出先
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号（本館6階）
栃木県産業労働観光部観光交流課 観光地づくり担当

7 結果の発表

選考結果については、令和8（2026）年3月16日（月）までに電話でご連絡します。

連絡先は、面接時に確認します。

栃木県庁案内図



交通機関利用の場合

- JR宇都宮駅西口バスターミナル
バスターミナル「乗り場番号：1番, 2番, 6番, 7番, 11番, 12番, 13番, 38番」で乗車
「乗り場番号：1番, 2番, 6番, 7番, 11番, 12番, 13番」発のバスの場合は、「県庁前」で下車、徒歩で本町交差点を北進5分 (0.4Km)
「乗り場番号：38番」発のバスの場合は、「栃木県庁舎前」で下車、徒歩で0分
- JR宇都宮駅より徒歩
駅西口から大通りを西進20分 (1.4Km)、本町交差点を右折し、北進5分 (0.4Km)
- 東武宇都宮駅より徒歩
駅東口から東進2分 (0.2Km)、中央通り (県庁と宇都宮市役所を結ぶ南北の通り) を左折し、北進10分 (0.8Km)

